

佐伯市の農地賃借料情報

農地法の改正（平成 21 年 6 月 24 日施行）により、従来の標準小作料は廃止され、同法第 52 条の規定により、今後は農業委員会が賃借料情報の提供を行うことになりました。

本市において、平成 30 年 1 月 1 日から 12 月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10a 当たり）は、以下のとおりとなっております。

令和元年 5 月 7 日

【田（水稻）の部】

締結(公告)された地域	平均額	最高額	最低額	データ数
佐伯市全域	8,900	16,000	6,350	86 筆

- ※1 データ数は、集計に用いた筆数です。使用貸借分(無償：0 円)は含みません。
- ※2 賃借料を物納している場合は、米 1 俵（60 kg）当たり 12,700 円（平成 30 年産ヒノヒカリ 2 等農協概算金）に換算しています。
- ※3 金額は、算出結果を四捨五入し、100 円単位としています。
- ※4 畑（水稻以外）については、条件等が異なるため参考数値としています。

【参考：畑（水稻以外）の部】

締結(公告)された地域	平均額	最高額	最低額	データ数
佐伯市全域	24,000	30,000	12,500	53 筆